

## ○ 神奈川県障害者職業能力開発校運営規則（昭和54年3月31日規則第35号）

神奈川県障害者職業能力開発校運営規則

昭和54年3月31日  
規則第35号

改正	昭和55年3月31日規則第37号	昭和60年3月30日規則第18号
	昭和60年9月30日規則第71号	昭和61年3月31日規則第30号
	昭和63年3月29日規則第14号	平成元年3月31日規則第46号
	平成2年3月30日規則第13号	平成4年2月4日規則第3号
	平成4年10月30日規則第63号	平成5年3月30日規則第31号
	平成6年3月15日規則第13号	平成7年3月31日規則第58号
	平成8年3月29日規則第41号	平成10年6月5日規則第63号
	平成11年3月30日規則第25号	平成11年12月28日規則第93号
	平成12年3月31日規則第35号	平成13年3月30日規則第51号
	平成18年3月31日規則第66号	平成19年1月30日規則第8号
	平成20年10月24日規則第106号	平成23年6月28日規則第56号
	平成23年12月22日規則第79号	平成28年3月29日規則第44号
	令和元年6月25日規則第15号	令和3年9月28日規則第80号
	令和5年10月6日規則第70号	

神奈川県身体障害者職業訓練校運営規則をここに公布する。

神奈川県障害者職業能力開発校運営規則

題名改正〔昭和63年規則14号・平成5年31号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第4項の規定により国から運営を委託された神奈川県障害者職業能力開発校の運営に関し、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和60年規則71号・63年14号・平成5年31号・12年35号・23年79号〕

(訓練職系等)

第2条 神奈川県障害者職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）で行う職業訓練に係る訓練職系、訓練生の定員及び訓練期間（以下「訓練職系等」という。）は、知事が別に定める。

2 知事は、前項の規定により訓練職系等を定めた場合は、その旨を告示する。

一部改正〔昭和63年規則14号・平成2年13号・5年31号〕

(教科等)

第3条 職業能力開発校で行う職業訓練に係る教科及び訓練時間は、知事の承認を得て校長が定める。

一部改正〔平成5年規則31号〕

(休業日)

第4条 職業能力開発校の休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月25日から翌年の1月7日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 開校記念日
- (5) その他校長が知事の承認を得て定める日

2 校長は、職業訓練を行う上で必要があると認めるときは、前項第1号から第4号までに定める休業日を臨時に変更し、又は休業日に訓練を行うことができる。

一部改正〔平成元年規則46号・4年63号・5年31号・18年66号〕

(入校等の手続)

第5条 職業能力開発校へ入校しようとする者は、入校申込書(第1号様式)を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、普通課程の普通職業訓練又は短期課程の普通職業訓練(労働者の有する職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識の程度に応じてその職業に必要な技能及びこれに関する知識を追加して習得させるための訓練を除く。以下この項において同じ。)を受けるため職業能力開発校へ入校しようとする者は、医師の診断書(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条第1項に規定する精神障害者を対象とする普通課程の普通職業訓練又は短期課程の普通職業訓練(第7条第1項において「精神障害者対象訓練」という。))を受けるため職業能力開発校へ入校しようとする者にあつては、医師の診断書及び校長が知事の承認を得て定める書類)を添付しなければならない。

一部改正〔昭和61年規則39号・63年14号・平成5年31号・12年35号・23年56号・令和5年70号〕

(入校の決定及び通知)

第6条 校長は、前条第1項に規定する入校申込書を提出した者について、選考を行い、入校の適否を決定し、その旨を当該者に通知しなければならない。

一部改正〔昭和61年規則39号・平成12年35号〕

(誓約書等の提出)

第7条 前条の規定により入校を決定された者(以下「訓練生」という。)のうち、普通課程の普通職業訓練又は短期課程の普通職業訓練で訓練期間が6月以上のもの(以下「普通課程等の普通職業訓練」という。)を受ける者は、入校した日から7日以内に誓約書(第2号様式)(精神障害者対象訓練を受ける者にあつては、誓約書及び校長が知事の承認を得て定める個人情報の取扱いに係る書類。次項において同じ。)を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、普通課程等の普通職業訓練を受ける者が未成年者のときは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監督保護する者をいう。以下同じ。)が誓約書に連署しなければならない。

一部改正〔昭和61年規則39号・63年14号・平成4年3号・5年31号・12年35号・23年56号〕

(入寮)

第8条 訓練生は、校長の許可を受けて職業能力開発校の寮に入ることができる。

全部改正〔平成4年規則3号〕、一部改正〔平成5年規則31号〕

(退校)

第9条 訓練生は、退校しようとするときは、退校届(第3号様式)を校長に提出しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、退校届を提出する場合について準用する。

3 校長は、訓練生が次の各号のいずれかに該当するときは、退校を命ずることができる。

(1) 素行不良で改しゆんの見込みがないと認められるとき。

(2) 心身の故障又は成績不良で技能習得の見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく校長が知事の承認を得て定める時間数以上欠席したとき。

一部改正〔昭和63年規則14号・平成4年3号〕

(褒賞の授与)

第10条 普通課程等の普通職業訓練を修了した訓練生のうち、校長は成績優秀な者に優秀賞を、技能の習得に努力した者に努力賞を、精励皆勤した者に皆勤賞を、精勤した者に精勤賞をそれぞれ授与する。

一部改正〔昭和61年規則39号・平成5年31号・8年41号〕

(訓練手当)

第11条 知事は、普通課程等の普通職業訓練を受ける訓練生に対し、別に定めるところにより訓練手当を支給することができる。

一部改正〔昭和60年規則18号・61年39号・平成5年31号〕

(災害見舞金)

第12条 知事は、職業訓練を受ける際災害を受けた訓練生に対し、別に定めるところにより災害見舞金を支給することができる。

一部改正〔昭和61年規則39号〕

(実施細目)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要事項は、知事の承認を得て校長が定める。

一部改正〔昭和61年規則39号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に神奈川県立の専修職業訓練校等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第68号。以下「旧規則」という。）の規定に基づいて行われた入校の選考その他の行為で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定に基づいて行われたものとみなす。
  - 3 この規則の施行の際、旧規則に定める様式に基づいて調製した用紙が残存するときは、当該様式に関しては、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和55年3月31日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第18号）

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の神奈川県立の専修職業訓練校等に関する規則に定める様式に基づいて調製した用紙が残存するときは、当該様式に関しては、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和60年9月30日規則第71号）

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第39号）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用できる。

附 則（昭和63年3月29日規則第14号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第46号）

- 1 この規則は、平成元年5月7日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成2年3月30日規則第13号）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成4年2月4日規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年10月30日規則第63号）

この規則は、平成4年10月31日から施行する。

附 則（平成5年3月30日規則第31号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年3月15日規則第13号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年3月29日規則第41号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月5日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月30日規則第25号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則による改正前の各規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第35号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第51号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第66号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月30日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月24日規則第106号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成23年6月28日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月22日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第44号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）  
この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和5年10月6日規則第70号）  
この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

(第5条、第6条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成10年規則63号〕、一部改正〔平成12年規則35号・13年51号・19年8号・20年106号・28年44号・令和元年15号〕

神奈川障害者職業能力開発校入校申込書				※受験番号	
希望職系・コース	第1希望 第2希望	系 系	コース コース	写 真 タテ3.0cm×ヨコ2.5cm 「3箇月以内に 撮影したもの」 6箇月以上のコースの申込者のみ、裏面に氏名を記入の上、貼り付けてください。	
ふりがな 氏 名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日 ( 歳)
現住所	郵便番号 (    -    ) 電 話 (    )    -    FAX (    )    -				
勤務先 (事業所) の概要 在職中の方のみ記入してください。	事業所名		業 種		
	所在地	郵便番号 (    -    )	電 話 (    )    -    FAX (    )    -	従業員数	<input type="checkbox"/> 29人以下 <input type="checkbox"/> 30人~99人 <input type="checkbox"/> 100人~299人 <input type="checkbox"/> 300人~499人 <input type="checkbox"/> 500人~999人 <input type="checkbox"/> 1000人以上
	職 種		経験年数		

(以下の欄は、6箇月以上のコースの申込者のみ記入してください。)

最終学歴	<input type="checkbox"/> 中学 <input type="checkbox"/> 義務教育学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校前期課程 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 高専 <input type="checkbox"/> 特別支援学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> その他 (    )	部 科	<input type="checkbox"/> 卒業 (修了) 年 月 <input type="checkbox"/> 卒業 (修了) 見込み <input type="checkbox"/> 中退	雇用 保 険 の 受 給 状 況 等	<input type="checkbox"/> 雇用保険の失業給付の受給資格有り 〔 <input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 未手続〕 <input type="checkbox"/> 雇用保険の失業給付の受給資格なし  <input type="checkbox"/> 在職中
職業訓練等の状況	<input type="checkbox"/> 職業訓練 <input type="checkbox"/> 専修 <input type="checkbox"/> 各種	(履修科目等)	<input type="checkbox"/> 卒業 (修了) 年 月 <input type="checkbox"/> 卒業 (修了) 見込み <input type="checkbox"/> 中退		
職 歴	在 職 期 間	仕 事 の 内 容			
新しいものから順に記入してください。	年 月 ~ 年 月				
	年 月 ~ 年 月				
	年 月 ~ 年 月				

<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	都道府 縣市	第 号	年 月 日交付	障害の級別・程度
--	-----------	-----	---------	----------

入 寮 希 望	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
---------	--

備考 1 □のある欄は、該当する□内に「L」印を記入してください。  
2 ※印欄は、記入する必要はありません。

※ 課 程	<input type="checkbox"/> 普通課程 <input type="checkbox"/> 短期課程
※ 受付年月日	年 月 日
※ 受付番号	第 号
※ 受付機関	
※ 備 考	

(切り取り線)

神奈川障害者職業能力開発校 入校選考受付票		※受験 番号	
氏 名			
希望職系 ・コース	第1希望 第2希望	系 系	コース コース

※ 受付年月日	年 月 日
※ 受付番号	第 号
※ 受付機関	
※ 備 考	

第2号様式

(第7条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

一部改正〔昭和61年規則39号・63年14号・平成4年3号・6年13号・11年25号・93号・令和元年15号・3年80号〕

誓 約 書

年 月 日

殿

私は、この度入校を許可されましたので、在校中は諸規程及び指示事項を堅く守り、  
万一違反したときは、退校を命じられても決して異議を申し立てないことを誓約します。

現 住 所

氏 名

上記の者が、この度入校を許可されましたので、在校中は誓約事項を堅く守らせてます。

現 住 所

本人との関係

保護者氏名

備考 本人が未成年者の場合にあつては、保護者が連署してください。

第3号様式

(第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

一部改正〔昭和61年規則39号・63年14号・平成2年13号・4年3号・6年13号・7年58号・令和元年15号〕

退 校 届

年 月 日

殿

本人氏名

本人との関係

保護者氏名

私は、この度次の理由により退校したいので届け出ます。

理 由

備考 本人が未成年者の場合にあつては、保護者が連署してください。